

2025（令和7）年度受験案内（7月募集）

（大学卒業程度）

民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験

2025（令和7）年7月1日

愛知県人事委員会

～民間企業等で培った経験や柔軟な発想により、
即戦力として組織の活性化に貢献できる人材を求めています。～

《 受付 期 間 》 7月31日(木) ～ 8月12日(火)

《 第 1 次 試 験 日 》 9月21日(日)

（注意）第1次試験日が同日の「社会人を対象とした愛知県職員採用候補者試験」と併せての受験はできません。

1 試験区分、採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	勤務先等
行 政	約 35 人	県庁各課室、東三河総局・県民事務所、県税事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立病院、県立高等学校等に勤務し、行政事務全般に従事します。
I C T	若 干 人	県庁各課室、東三河総局・県民事務所、県税事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立病院、県立高等学校等に勤務し、I C Tを活用した施策の企画・提案、業務の効率化・システムの最適化の推進、職員のI C T活用能力の向上等の業務に従事します。
司 書	若 干 人	県図書館等に勤務し、資料や情報の収集・保存、提供、その他利用者サービスに関する企画立案等の業務に従事します。
薬 剤 師	若 干 人	保健所、県立病院等に勤務し、薬事・生活衛生に関する監視指導や調剤、服薬指導等の業務に従事します。
電 気	若 干 人	建設局、建築局、企業庁等の関係所属に勤務し、電気設備等の設計施工等の業務に従事します。
機 械	若 干 人	建設局、建築局、企業庁等の関係所属に勤務し、機械設備等の設計施工等の業務に従事します。
化 学	若 干 人	東三河総局・県民事務所、環境調査センター等に勤務し、環境に関する規制監視や分析検査、試験研究等の業務に従事します。
農 学	若 干 人	農林水産事務所、農業総合試験場等に勤務し、農業振興のための指導や試験研究等の業務に従事します。
林 学	若 干 人	農林水産事務所、森林・林業技術センター等に勤務し、林業振興のための指導や森林土木、試験研究等の業務に従事します。
農 業 土 木	若 干 人	農林水産事務所等に勤務し、農業農村整備等に係る工事の企画、設計、施工等の業務に従事します。
土 木	約 5 人	建設局、都市・交通局、企業庁の関係所属等に勤務し、道路、河川、港湾、水道建設等に係る工事の企画、設計、施工等の業務に従事します。
建 築	若 干 人	建設局、建築局の関係所属等に勤務し、建築物の整備に関する指導や県営住宅等に係る工事の企画、設計、施工等の業務に従事します。

- 〔注〕 1 採用予定人員は、今後変わることがあります。
- 2 一つの試験区分しか申込みできません。また、申込み後の変更はできません。
- 3 申込み後に入力内容の誤りに気付いた場合は、受付期間内に愛知県人事委員会事務局へ御連絡ください。
- 4 採用後は上記の勤務先等で即戦力として業務に従事していただくため、当該試験区分にかかる専門知識や業務の経験を有している方を求めています。御自身の経験等を十分考慮して試験区分を選択してください。
- 5 本試験は、役職者を採用する試験ではありません。

2 求める職務経験の例

採用後は即戦力として業務に従事していただくため、当該試験区分にかかる業務の経験や専門知識を有している方を求めています。この点を十分考慮して試験区分を選択してください(受験資格ではありません)。

試験区分	求める職務経験の例
行政	民間企業等における様々な業務経験や、NPO、青年海外協力隊等における社会貢献活動等の経験
ICT	民間企業等におけるICT関連事業の企画・立案、システムの企画、設計などを始めとしたICT関連の業務経験
司書	図書館、民間企業等における図書に関わる業務経験
薬剤師	製薬会社等における医薬品の品質管理、開発、研究、MR（医薬情報担当者）等や、病院、薬局等における調剤、服薬指導等の業務経験
電気	電気設備の製作、保守管理会社等における電気設備の設計、施工監理、維持管理等の業務経験
機械	機械設備の製作、保守管理会社等における機械設備の設計、施工監理、維持管理等の業務経験
化学	国、都道府県、民間企業における環境に関する公害防止・規制・監視、環境に関する調査・計画、環境マネジメント、環境に関する試験・分析・計量管理等の業務経験
農学	民間企業等における農業に関する試験研究、農業に関する生産技術・経営についての普及等の業務経験
林学	国、都道府県、民間企業等における、森林・林業に関する試験研究及び調査、林業に関する技術の普及指導、治山・林道等の工事の設計、工事監督等の業務経験
農業土木	建設会社、コンサルタント等における、かんがい排水施設、農地整備等の分野に係る工事の計画、設計、施工管理、維持管理等の業務経験
土木	建設会社、コンサルタント等における道路、橋梁、河川、砂防、下水道、港湾、漁港、海岸等の分野に係る工事の計画、設計、施工監理、維持管理業務等の業務経験
建築	建設会社等における建築物の設計・施工監理等の業務経験

3 受験資格

(1) 年齢

1964（昭和 39）年 4 月 2 日以後に生まれた人（学歴は問いません。）

(2) 職務経験

2025（令和 7）年 7 月 31 日現在で民間企業等における職務経験を 3 年以上有する人

「民間企業等における職務経験」は、会社員等として常勤で 6 か月以上継続して就業した期間（愛知県職員定数条例に規定する職員としての期間を除く。）が該当します。

職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。

※ 「常勤」とは、フルタイムの正規社員又は当該事業所におけるフルタイムの正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していることをいいます。

※ 愛知県職員定数条例に規定する職員の期間であっても、任期付職員の期間については職務経験として通算することができます。

なお、この受験案内でいう「任期付職員」とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定する任期付職員、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に規定する任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する任期付職員及び職員の配偶者同行休業に関する条例に規定する任期付職員を指します。

※ 在職期間の考え方は次のとおりです。

○就職した日(起算日)の翌月同日の「前日」をもって「1か月」と数える。

※翌月同日に当たる日が存在しない(6月31日、2月30日など)場合は、その翌日

(例1) 3月1日に就職

3月31日(4月1日の前日)で1か月

4月30日(5月1日の前日)で2か月

8月31日(9月1日の前日)で6か月

翌年2月28日(3月1日の前日)で1年(うるう年の場合は2月29日で1年)

(例2) 3月16日に就職

4月15日(4月16日の前日)で1か月

5月15日(5月16日の前日)で2か月

9月15日(9月16日の前日)で6か月

翌年3月15日(3月16日の前日)で1年

(例3) 5月31日に就職

6月30日(6月31日が無いので、その翌日である7月1日の前日)で1か月

7月30日(7月31日の前日)で2か月

11月30日(12月1日が無いので、その翌日である12月1日の前日)で6か月

翌年5月30日(5月31日の前日)で1年

※ 最終合格後、職務経験等の確認のため職歴証明書等を提出していただきます。受験資格を満たさないことが判明した場合や申込内容に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

P 8以降のQ & Aを必ず確認してください。

(3) 資格・免許

次の試験区分については、下記の資格・免許が必要です。

試験区分	資 格 ・ 免 許
司 書	図書館法第5条第1項各号のいずれかに該当する司書の資格を有する人
薬 剤 師	薬剤師法の規定による薬剤師免許を有する人
電 気	電気事業法の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている人
建 築	建築士法の規定による一級建築士試験に合格している人

(4) その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人(以下はその内容です。)

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999(平成11)年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

ウ 現に愛知県職員定数条例に規定する職員(任期付職員を除く。)である人

4 試験の方法

区 分	試験科目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	20点	職員として必要な一般的な知識及び知能について、大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。 (出題数 50 題、解答時間 2 時間 30 分)
	論文試験	20点	職員として必要な思考力、表現力、知識等をみるため、職務経験に関する課題による筆記試験を行います。 (字数/解答時間 1,000 字/1 時間 30 分) ※教養試験の成績が一定の水準に達しない場合は、採点されません。
第2次試験	口述試験	60点	主として職務経験及び人物について、個別面接(2回)による試験を行います。
	適性試験	—	職員として必要な素質及び適性をみるため、作業検査法による簡単な試験を行います。

※ 全試験科目を総合的に判定し、高点順に最終合格者を決定します。

※ 各試験科目の成績が一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

5 試験の日時及び会場

区 分	日 時	会 場
第1次試験	9月21日(日) 受付時間 午前9時～午前9時15分 試験終了時刻 午後3時頃	愛知県立大学長久手キャンパス、 愛知県自治研修所等を予定しています。 (試験会場は、人事委員会が指定し、 受験票でお知らせします。)
第2次試験	10月25日(土)、26日(日) のうち1日 の予定です。 詳細は、第1次試験合格発表のとき、愛知県職員採用情報 Web ページに掲載してお知らせします(日時の変更は認められません。)	名古屋市内で行います。 詳細は、第1次試験合格発表のとき、愛知県職員採用情報 Web ページに掲載してお知らせします。

6 合格発表日及び発表場所

区 分	合 格 発 表 日	発 表 場 所 (合格者の受験番号を掲示します。)
第1次試験	10月15日(水)頃	1 愛知県職員採用情報 Web ページ 2 愛知県県民相談・情報センター (愛知県自治センター1階) (※ 第2次試験の合格者には郵便で通知します。)
第2次試験	11月14日(金)頃	

〔注〕 1 合否について電話による照会には応じておりません。なお、愛知県職員採用情報 Web ページでの合格発表は発表日の**午前9時15分頃**から確認できます。

2 愛知県県民相談・情報センター(名古屋市中区三の丸 2-3-2 地下鉄名城線名古屋城駅5番出口西 100m)での掲示時間は、月～金曜日(祝日を除く。): 午前9時から午後5時15分まで、土・日曜日: 午前9時から午後4時30分までです。

7 採用の方法及び時期

(1) 採用の方法

- ア 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。
- イ 最終合格者については、人事委員会が名簿確定後、各任命権者の請求に応じて推薦します。
- ウ 各任命権者は、採用候補者名簿の中から採用者を決定します。
- エ 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後1年です。

(2) 採用の時期

随時（採用は、試験合格後に条件等が整い次第、順次採用します。）

8 給与

初任給（給料及び地域手当）は2025（令和7）年4月1日現在で算定すると、次のとおりです。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

大学卒 25 歳	職務経験 3 年	約 264,500 円
大学卒 30 歳	職務経験 8 年	約 293,100 円
大学卒 40 歳	職務経験 18 年	約 356,900 円
大学卒 50 歳	職務経験 28 年	約 385,300 円

〔注〕 1 大学卒業後の職務経験年数別の初任給例であり、実際の初任給は、本人の学歴・職歴により個別に算定されます。

2 61 歳に達する年度以後、給料及び諸手当の一部は、7 割水準となります。

9 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

- (1) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に配置されます。

ア 公権力の行使に該当する事務

- (ア) 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許可、認可、免許、承認、認定、決定又は登録に関する事務〔学校法人の設立認可、農地転用の許可、建物の建築確認等〕
- (イ) 法令に基づく命令、取消し、制限、停止、報告の徴収、立入検査又は取締りに関する事務〔有害広告物撤去命令、農薬販売業者への立入検査等〕
- (ウ) 審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務
- (エ) 県税の賦課、徴収又は滞納処分に関する事務
- (オ) (ア)から(エ)までのほか、法令に基づき県民等の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為に関する事務

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

本庁の課長以上の職、地方機関の長など県行政の企画、立案及び決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない人は、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

10 個人情報の管理

- (1) 試験のために取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理します。
- (2) 合格者の氏名や連絡先など、試験の実施又は採用手続に必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、各任命権者に提供します。

11 受験申込手続

インターネット（あいち電子申請・届出システム）により申し込んでください。

※郵送・直接持参による申込みは一切受け付けておりません。

申込方法	インターネットによる申込みには次のものがが必要です。 ・パソコン又はスマートフォン（携帯電話は不可） ・受験者本人のメールアドレス ※キャリアメールは使用しないでください。 推奨環境や操作方法などは、「よくあるご質問」(https://graffer.jp/faq/)に掲載されていますので、事前によく確認した上で申し込んでください。	
	申請画面アクセス	①受付期間中、愛知県職員採用情報Webページ (https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/) の「新着情報」に掲載するリンクから申請画面にアクセス ②「Grafferアカウントを使用したログイン」又は「メールアドレス認証」のいずれかの方法を選択※して、申請画面にアクセス ※いずれの場合も「@mail.graffer.jp」からのメールが受信できるよう、事前に設定してください。 なお、「Grafferアカウントを使用したログイン」の場合は、一時保存や申請履歴の確認などの機能が使用できて便利です。
	↓	
	申込情報入力・送信	申請画面から申込みに必要な情報を入力し、データを送信 ※入力内容に誤りがないかよく確認してから送信してください。 申込データ送信後、入力内容の誤りに気付いた場合、その申込みを取下げってから、改めて申し込んでください（「よくあるご質問」-「申請した内容を修正したい」(https://graffer.jp/faq/0tcq0h)を参照）。 複数申込みがあった場合、最初の申込みのみ有効なものとみなします。
	↓	
	申請到達メール受信	申請到達メールを受信 （申込データ送信後、すぐにメールが届きます。）
受付期間	↓	
	受験票ダウンロード	交付物発行メールを受信後、受験票（PDF）をダウンロード （受験票のアップロードは、9月2日(火)頃の予定です。）
	↓	
	受験票作成・持参	受験票（PDF）をA4判用紙に印刷し、顔写真の貼付けなどを行った上で、第1次試験当日、試験会場に持参
受付期間	2025（令和7）年7月31日(木)から8月12日(火)まで	
	申込内容等に不備がある場合は、差し戻しすることがあります。また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、早めに申し込んでください。受付期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。	

（よくある問合せ）

①インターネットの環境がなく、申込みができないのですが。

受験申込手続については、御自宅のパソコンでなくても構いません。知人等のパソコンなどを使用し、申込みを行うようにしてください。

②受験票を印刷するためのプリンタを持っていませんが、どうすればよいでしょうか。

受験票の印刷については、御自宅のプリンタでなくても構いません。知人等のプリンタやコンビニのマルチコピー機などを利用し、印刷を行うようにしてください。

12 その他

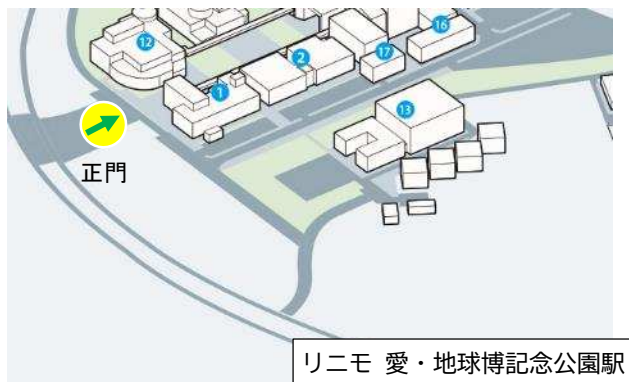
- (1) 必要に応じて、受験資格の有無及び申込内容について、証明書等で確認します。
なお、試験の実施中において、受験資格のないことが判明した場合は、失格となります。
- (2) 申込内容に虚偽又は不正があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (3) 台風などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。その場合は愛知県職員採用情報 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>) に、当日の午前7時までに掲載します。

<受験時の注意事項>

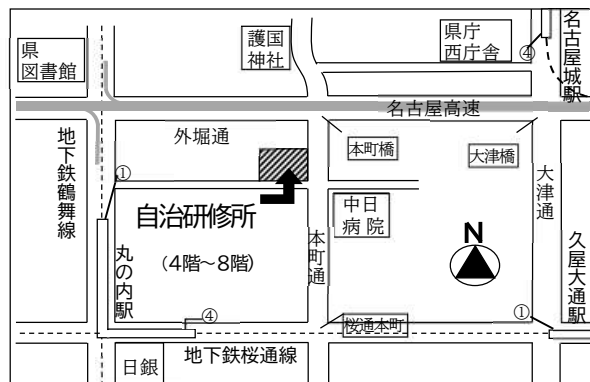
- 時計は計時機能のみのもの以外の使用は認めません。
- 試験中に、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、及び机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為になります。
- イヤホンについては、事前に許可を受けた補聴器（通信機能のないものに限る。）等を除き、試験中に装着していると不正行為になります。
- 不正行為を発見した場合、その場で受験を中断し、失格とします。
- 後日、不正行為が発覚した場合は、採用される資格を失うことがあります。
- 不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

≪第1次試験会場案内図≫（試験会場は人事委員会で指定し、受験票でお知らせします。）

愛知県立大学長久手キャンパス（長久手市茨ヶ廻間 1522-3） 愛知県自治研修所（名古屋市中区丸の内 2-5-10）



東部丘陵線（リニモ）愛・地球博記念公園駅
北 550m



地下鉄名城線 名古屋城駅 4 番出口 南西 800m
地下鉄鶴舞線 丸の内駅 1 番出口 東 400m
地下鉄桜通線 丸の内駅 4 番出口 北東 600m
地下鉄桜通線 久屋大通駅 1 番出口 北西 800m

(注) 上記会場は、2025（令和7）年7月1日時点で予定しているものであり、今後変更することがあります。試験会場の変更があった場合は、別途お知らせします。

※ 試験当日は、公共交通機関で来場してください。

送迎も含め自動車・バイク等での来場は、会場や近隣施設等の迷惑となるため禁止します。
なお、愛知県人事委員会事務局の許可を得ずに、送迎も含め自動車・バイク等で来場した場合、聞き取り調査を行うことがあります。

※ 会場へのお問合せは、御遠慮ください。

《参考》民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験に関するQ & A

【受験資格に関すること】

Q 1. 「2025（令和7）年7月31日現在で民間企業等における職務経験を3年以上有する」ことについて、どのような場合に職務経験として通算できるのですか。

A 1. 職務経験として通算できるのは、会社員等として常勤で6か月以上継続して就業した期間に限ります。

※ 常 勤・・・フルタイムの正規社員又は当該事業所におけるフルタイムの正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態
非常勤・・・常勤以外の勤務形態

（例1）A社で常勤の社員として1年8か月、B団体（国、地方公共団体又は独立行政法人等）で常勤の職員として1年5か月就業した。

⇒ A社・B団体ともに、それぞれ常勤で6か月以上継続した在職期間であるため、職務経験として通算できます。合計で3年以上となり、受験資格を満たします。

（例2）A社で常勤の社員として2年8か月、B団体で非常勤の職員として1年、C公社で常勤の職員として5か月就業した。

⇒ A社については、常勤で6か月以上継続した在職期間であるため、職務経験として通算できます。B団体については、非常勤であるため通算できません。C公社については、在職期間が6か月未満であるため常勤であっても通算できません。職務経験として通算できるのはA社の2年8か月のみとなり、3年未満のため受験資格を満たしません。

Q 2. 派遣社員ですが、同じ派遣元から5か月ごとに別の会社に派遣（どちらの事業所においても常勤で勤務）されていました。この場合、派遣元が同じ会社なので職務経験として通算することができますか。

A 2. 派遣社員等の場合、派遣先事業所（実際の勤務先）が異なる期間については別々の職務経験として捉えます。このケースでは、一つの派遣先での在職期間が6か月未満のため通算することはできません。

Q 3. 雇用契約の更新を繰り返す契約社員ですが、職務経験はそれぞれの雇用契約ごとに考えるのですか。

A 3. 更新の前後で次の(1)～(3)をすべて満たす場合は、更新前の期間と更新後の期間を一つの職務経験として捉えることができます。

(1) 雇用契約の更新前と更新後で、勤務する事業所（実際の勤務先）に変更がない。

(2) 雇用契約の更新前と更新後で、職務内容に変更がない。

(3) 更新前の在職期間の最終日と更新後の在職期間の初日との間に1日も空白期間がない。

Q 4. 契約社員等で、当初の雇用期間は5か月でしたが、契約更新によりさらに5か月勤務しました。どちらも常勤で勤務しましたが、この期間を職務経験として通算することはできますか。

A 4. 上記A 3 (1)～(3)をすべて満たしていれば、更新前と更新後の期間を一つの職務経験として捉えますので、このケースでの在職期間は5か月＋5か月＝10か月となります。常勤で6か月以上継続した

在職期間ですので、10か月を職務経験として通算することができます。
ただし、(1)～(3)のいずれか一つでも該当しない場合は、雇用契約ごとに別々の職務経験として捉えます。その場合、このケースでは5か月の職務経験が二つあるとして捉え、それぞれ6か月未満であることから、職務経験として通算することはできません。

Q 5. パートタイマーやアルバイト等の期間についても、職務経験として通算することができますか。

A 5. 一般的には、パートタイマーやアルバイトと呼ばれる雇用形態はフルタイムの正規社員よりも所定労働時間が短く「常勤」に該当しないため、職務経験として通算できません。

ただし、雇用形態の名称を問わず、当該事業所におけるフルタイムの正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で同一の勤務先に6か月以上継続して就業していれば、職務経験に通算することができます。

Q 6. 自営業等の期間についても、職務経験として通算することができますか。

A 6. 自営業等の個人事業主であっても、「常勤で6か月以上継続して就業」と同等の勤務実態があれば通算することができます。

なお、最終合格後、職歴証明書の代替として、事業を営んでいたことを証明できる書類（納税証明書や青色申告書等）を提出していただきます。

Q 7. 職務経験には、産休中や育児休業中であった期間を含めることができますか。

A 7. フルタイムの正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で、6か月以上継続して在職していた場合に限り、産休中又は育児休業中であった期間を含めることができます。

Q 8. 職務経験として通算することができない「愛知県職員定数条例に規定する職員としての期間」とは、どのような期間ですか。

A 8. 「愛知県職員定数条例に規定する職員としての期間」とは、愛知県の職員、警察職員、警察官、教員※、学校事務職員※、学校栄養職員※であった期間です。ただし、任期付職員であった期間についてはこの例外として、6か月以上継続して就業していれば職務経験として通算することができます。

また、臨時的任用職員は「愛知県職員定数条例に規定する職員」ではないため、6か月以上継続して就業した臨時的任用職員としての期間については通算することができます。

Q 9. 受験資格のない「現に愛知県職員定数条例に規定する職員（任期付職員を除く。）である人」に該当するのは、どのような人ですか。

A 9. 愛知県の職員、警察職員、警察官、教員※、学校事務職員※、学校栄養職員※である人をいいます。申込日現在これら職員である方は、他の受験資格を満たしていても受験することはできません。ただし、任期付職員の方については、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

また、申込日現在 愛知県の臨時的任用職員及び非常勤職員である方についても、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

(注) A 8・9中の※印には、愛知県内の市町村立の小・中・特別支援学校等の職員(職員であった期間)を含みます。ただし、このうち名古屋市立については、2017(平成29)年4月から愛知県職員定数条例に規定する職員ではなくなりましたので、現に当該職員であっても、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

【その他】

Q 1. 現在の職場では係長職として勤務していますが、役職者として採用されますか。

A 1. 本試験は役職者を採用する試験ではありません。役職者としてではなく、採用時の職名は「主事、技師」又は「主任」として採用されます。

Q 2. 採用された場合の初任給がいくらになるか教えてもらえますか。

A 2. 初任給額は採用確定後に任命権者において個別に算定されますので、具体的な事例ごとの照会にはお答えできません。

なお、初任給の一例はP 5にあるので、参考にしてください。

Q 3. 社会人を対象とした愛知県職員採用候補者試験と両方受験することはできますか。

A 3. 7月募集の試験については、第1次試験を同日に実施するため、両方受験することはできません。

民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験は、民間企業等で培った経験や柔軟な発想により、即戦力として愛知県の組織の活性化に貢献できる人材を採用することを目的とした採用試験（大学卒業程度）です。

これに対し、社会人を対象とした愛知県職員採用候補者試験は、学歴・職歴を問わない、30歳から61歳までの方を対象とした採用試験（高校卒業程度）です。

それぞれの受験案内を確認し、御自身の経歴や意向などによりいずれかの試験を選択してください。

Q 4. 3月募集の民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験と両方受験することはできますか。

A 4. 3月募集の試験と7月募集の試験を両方受験することができます。

Q 5. 採用の時期が「随時」とありますが、いつ採用されますか。

A 5. 試験合格後、採用希望年月日等について、意向を伺います。その後、条件等のマッチングを行い、所定の手続きを経た上で順次採用となりますので、状況さえ整えば、2026（令和8）年4月1日を待たずに働き始めることが可能です。

なお、希望に応じて採用日を2026（令和8）年4月1日とすることも可能です。

試験情報や職員インタビューなど、インターネットでも情報発信しています。

○愛知県職員採用情報 公式 Web サイト

<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>



- ・教養試験の例題
過去3年間分の論文試験の課題

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinji-syokuin/sikenmondai-reidai.html>

- ・過去3年度分の試験実施結果

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinji-syokuin/sikenkekka.html>

- ・職種紹介／職員インタビュー

<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/work/interview/>

○愛知県人事委員会 公式 X (旧 twitter)

https://twitter.com/aichi_jinjii



○愛知県人事委員会 公式 Instagram

https://www.instagram.com/aichi.pref_saiyou/



○愛知県職員採用情報 公式 YouTube

<https://www.youtube.com/channel/UC5-WeBSCb1RcoScoxHrvAAg>



《問合せ先》

愛知県人事委員会事務局 職員課 総務・任用グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6822 (ダイヤルイン)

E-Mail jinji@pref.aichi.lg.jp

URL <https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>

